

令和5年2月2日

令和5年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ちば こうき 千葉 幸毅
住所	登米市東和町
職業	無職

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	しゅとう やすこ 主藤 安子
住所	登米市東和町
職業	無職

同意第1号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
-------	--------------------------------

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	あべ とくお 阿部 篤雄
住所	登米市津山町
職業	農業

同意第2号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
-------	--------------------------------

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	すがわら ゆうこ 菅原 祐子
住所	登米市中田町
職業	農業

同意第3号	固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
-------	--------------------------------

本案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会委員の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

同意対象者

氏名	かいほつ いくこ 開発 育子
住所	登米市迫町
職業	司法書士

議案第2号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第10号）
議案第3号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第6号	令和4年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	令和4年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
議案第8号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第7号）
議案第9号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算（第5号）
議案第10号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第7号）
議案第11号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

本案は、議案第2号令和4年度登米市一般会計補正予算（第10号）から議案第11号令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億9,699万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ481億6,564万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、国民健康保険特別会計繰出金8,384万円、自立支援給付費支給事業6,112万円、庁舎や小中学校施設など、公共施設における電気料金等の高騰に要する経費として、あわせて2,543万円などを増額する一方、各種事業の確定などに伴い、令和4年3月福島県沖地震及び7月大雨に係る災害廃棄物処理事業あわせて1億266万円、災害援護資金貸付金事業5,710万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2億5,735万円を減額するほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業の中止等による現段階における影響額などを各款にわたり減額して計上しております。

歳入では、法人事業税交付金1,800万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国庫支出金4億8,542万円、諸収入6,301万円などを増額する一方、地方交付税3億2,443万円、財政調整基金などの繰入金6億6,120万円、市債1億8,420万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更1件、繰越明許費として23件、債務負担行為補正として追加10件、地方債補正として、変更18件、廃止1件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保険給付費2億94万円などの減額と債務負担行為補正として追加1件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金6,159万円の増額などと、債務負担行為補正として追加1件を、介護保険特別会計の歳出で、地域支援事業費950万円などの減額と、債務負担行為補正として追加1件を、土地取得特別会計の歳出で、宅地造成事業特別会計への諸支出金590万円の増額を、宅地造成事業特別会計の歳出で、登米インター工業団地に要する経費590万円の増額を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益4,647万円、水道事業費用1億683万円、資本的収入5,229万円、資本的支出1億2,094万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加2件、企業債補正として変更3件、他会計からの補助金を増額して計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益4,941万円、下水道事業費用3,946万円を増額し、資本的収入1億4,234万円、資本的支出1億169万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更5件、他会計からの補助金を増額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益8,862万円の増額、病院事業費用5,602万円の増額、資本的収入2,193万円の増額と、資本的支出2,186万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更1件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益 3,065 万円の減額、老健事業費用 33 万円の増額のほか、債務負担行為補正として追加 1 件を計上しております。

議案第 12 号	令和 5 年度登米市一般会計予算
議案第 13 号	令和 5 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 14 号	令和 5 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 15 号	令和 5 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 16 号	令和 5 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 17 号	令和 5 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 18 号	令和 5 年度登米市水道事業会計予算
議案第 19 号	令和 5 年度登米市下水道事業会計予算
議案第 20 号	令和 5 年度登米市病院事業会計予算
議案第 21 号	令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第 22 号	登米市米山農村総合管理施設条例を廃止する条例について
----------	----------------------------

本案は、当該施設の老朽化及び米山地区公共施設複合化整備事業の事業区域として利用するため、本条例を廃止するものであります。

議案第23号	登米市犯罪被害者等支援条例の制定について
--------	----------------------

本案は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第24号	登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、登米市個人情報保護条例（平成17年条例第18号）が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表13ページ）

議案第25号	登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------------------

本案は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正及び登米市議会個人情報保護条例（令和4年登米市条例第39号）の制定等に伴い、審査会の調査審議事項など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表14ページ）

議案第26号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、安定したし尿収集運搬処分サービスの提供と受益者負担の適正化を図ることから、し尿収集運搬処分手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表17ページ）

議案第 27 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------

本案は、登米市高額療養費貸付基金について、近年の貸付実績の状況及び制度改正に基づき、基金の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表20ページ)

議案第 28 号	登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------------

本案は、子ども医療費助成受給資格登録の年次更新を廃止し、当該受給資格登録の有効期限を子どもが18歳に達する日の属する年度の末日までとするため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表21ページ)

議案第 29 号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、少子化や子どもの生活環境の変化等に伴い、利用頻度が著しく少ない迫立戸児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表22ページ)

議案第 30 号	登米市登米地場産業振興の館条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

本案は、旧仙台学寮の敷地について、民間への貸付けによる利活用を図ることから、登米物産館を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表24ページ)

議案第 31 号	登米市道路占用料条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------

本案は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、令和5年4月1日から道路占用料の額が改定されるため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表28ページ）

議案第 32 号	登米市下水道条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、下水道事業の健全な経営基盤を構築し、安定した下水道サービスの提供と使用者負担の適正化を図ることから、下水道使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表37ページ）

議案第 33 号	登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり安全な水道水を安定して供給する体制の継続を図ることから、水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表39ページ）

議案第 34 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、令和5年4月から登米市民病院に消化器内視鏡専門医を配置することに伴い、消化器内科の診療標榜が必要となるため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表42ページ）

議案第 35 号	登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資することを目的に、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対して有する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄ができる場合を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表44ページ)

議案第 36 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表47ページ)

議案第 37 号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部改正に伴い、特定教育・保育施設の管理者による入所児童への懲戒に係る権限を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表50ページ)

議案第 38 号	登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、児童の安全の確保に関する計画の策定など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表51ページ)

議案第 39 号	字の区域を新たに画することについて
----------	-------------------

本案は、川北 2 期地区において、土地改良事業が施行されたことに伴い、同事業区域内の字を新たに画するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 40 号	市道路線の認定、廃止について
----------	----------------

本案は、市道路線24路線を認定し、12路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 41 号	令和 4 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
----------	------------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号関係

登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (秘密保持)</p> <p>第7条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は_____、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (秘密保持)</p> <p>第7条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、<u>登米市個人情報保護条例(平成17年登米市条例第18号)</u>を遵守し、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>

議案第25号関係

登米市情報公開・個人情報保護審査会条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>登米市情報公開条例(平成17年登米市条例第17号)第19条第1項並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>第105条第3項において準用する同条第1項及び<u>登米市議会個人情報保護条例(令和4年登米市条例第39号)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、登米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>諮問庁</u> 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>登米市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関のうち、同条例第19条第1項の規定により諮問した実施機関</u></p> <p>イ <u>登米市個人情報保護法施行条例(令和4年登米市条例第33号)第2条第2項に規定する実施機関のうち、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関</u></p> <p>ウ <u>登米市議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により諮問した議長</u></p> <p>(2) <u>行政文書</u> <u>登米市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書(同条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。)</u>をいう。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>登米市情報公開条例(平成17年登米市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)</u>第19条第1項に規定する審査請求並びに<u>登米市個人情報保護条例(平成17年登米市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>第5条第2項第8号の規定による個人情報の取得、<u>第10条第2項第6号の規定による個人情報の目的外利用等及び第33条第1項に規定する審査請求について調査審議するため登米市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)</u>を置く。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>実施機関</u> <u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。</u></p> <p>(2) <u>行政文書</u> <u>情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書(同条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。)</u>をいう。</p>

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）

イ 登米市議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

第3条～第6条 （略）

（調査権限等）

第7条 審査会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、諮問庁の職員（第2条第1号ウに規定する諮問庁が諮問する場合にあっては、議会事務局の職員をいう。以下同じ。）その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は行政文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁の職員は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3・4 （略）

5 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

6 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）

(3) 自己情報 個人情報保護条例第20条第1項、第28条第1項又は第32条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る自己情報（同条例第2条第6号に規定する自己情報をいう。）をいう。

第3条～第6条 （略）

（調査権限等）

第7条 審査会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員

その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は行政文書若しくは自己情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された行政文書又は自己情報の開示を求められない。

2 実施機関の職員は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3・4 （略）

5 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政文書に記録されている情報又は自己情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

6 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）

第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、
適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、又は鑑定を
求めることその他必要な調査をすることができる。

第8条～第14条 (略)

第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以
下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、
適当と認める者にその知っている事実を陳述させること、又は鑑定を
求めることその他必要な調査をすることができる。

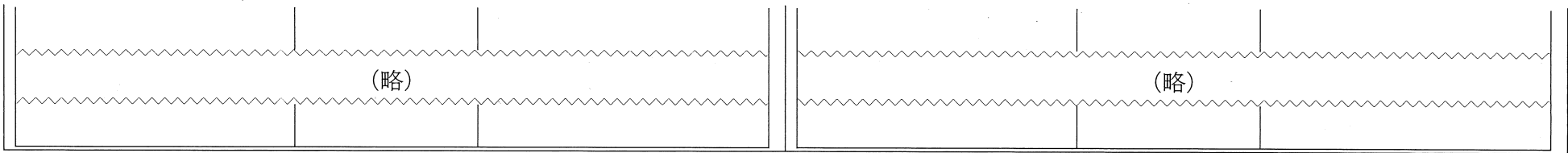
第8条～第14条 (略)

議案第26号関係

登米市手数料条例 新旧対照表

第1条関係（登米市手数料条例の一部改正）

改正案			現行		
第1条～第9条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第9条（略） 別表（第2条関係）		
区分	手数料の額 （1件につき）	摘要	区分	手数料の額 （1件につき）	摘要
(略)			(略)		
し尿収集運搬処分手数料	96円	10リットルにつき。ただし、手数料を算出する基礎となる数量が100リットルに満たないときは、100リットルとみなす。また、	し尿収集運搬処分手数料	67円	10リットル（キログラム）につき。ただし、手数料
し尿処分手数料（使用許可を与えられた市内の者）	7円	し尿処分手数料（使用許可を与えられた市内の者）に係るもので、事故等で緊急を要すると市長が認めた場合に限り3月以内の期間10リットルにつき7円とする。	し尿処分手数料（使用許可を与えられた市内の者）	7円	を算出する基礎となる数量が100リットル（キログラム）に満たないときは、
し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）	21円		し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）	21円	100リットルとみなす。またし尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）に係るもので、事故
浄化槽汚泥等処分手数料（使用許可を与えられた浄化槽清掃業者）	7円		浄化槽汚泥等処分手数料（使用許可を与えられた浄化槽清掃業者）	7円	等で緊急を要すると市長が認めた場合に限り3月以内の期間10リットルにつき7円とする。



第2条関係（登米市手数料条例の一部改正）

改正案			現行		
第1条～第9条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第9条（略） 別表（第2条関係）		
区分	手数料の額 （1件につき）	摘要	区分	手数料の額 （1件につき）	摘要
(略)			(略)		
し尿収集運搬処分手数料	125円	10リットルにつき。ただし、手数料を算出する基礎となる数量が100リットルに満たないときは、100リットルとみなす。また、	し尿収集運搬処分手数料	96円	10リットルにつき。ただし、手数料を算出する基礎となる数量が100リットルに満たないときは、100リットルとみなす。また、
し尿処分手数料（使用許可を与えられた市内の者）	7円	し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）に係るもので、事故等で	し尿処分手数料（使用許可を与えられた市内の者）	7円	し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）に係るもので、事故等で
し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）	21円	緊急を要すると市長が認めた場合に限り3月以内の期間10リットルにつき7円とする。	し尿処分手数料（使用許可を与えられた市外の者）	21円	緊急を要すると市長が認めた場合に限り3月以内の期間10リットルにつき7円とする。
浄化槽汚泥等処分手数料（使用許可を与えられた浄化槽清掃業者）	7円		浄化槽汚泥等処分手数料（使用許可を与えられた浄化槽清掃業者）	7円	
(略)			(略)		

登米市基金条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第3条 (略) (運用基金の設置等)			第1条～第3条 (略) (運用基金の設置等)		
第4条 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。			第4条 運用基金として設置する基金の名称、設置の目的及び基金の額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	基金の額	基金の名称	設置の目的	基金の額
(略)			(略)		
(6) 登米市高額療養費貸付基金	国民健康保険高額療養費の支払資金の貸付に充てる。	5,000,000円	(6) 登米市高額療養費貸付基金	国民健康保険高額医療費の支払資金の貸付に充てる。	31,500,000円
(略)			(略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
第5条～第9条 (略)			第5条～第9条 (略)		

登米市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (受給資格の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の登録に係る有効期限は、当該登録を受けた日から<u>子どもが18歳に達する日の属する年度の末日</u>までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略) (受給資格者証の交付等)</p> <p>第7条 市長は、第5条第1項<u> </u>の規定により登録された保護者(以下「受給資格者」という。)に対し、受給資格者証を交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (受給資格の登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の登録に係る有効期限は、当該登録を受けた日<u>以後において最初に到来する9月30日</u>までとする。</p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による登録の有効期限の満了日以後引き続き受給資格を有すると認められる保護者に対しては、当該満了日の翌日において受給資格の更新の登録を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、前項の更新の登録について準用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第6条 (略) (受給資格者証の交付等)</p> <p>第7条 市長は、第5条第1項<u>又は第3項</u>の規定により登録された保護者(以下「受給資格者」という。)に対し、受給資格者証を交付するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～第14条 (略)</p>

登米市児童厚生施設条例 新旧対照表

改正案		現 行	
第1条 (略) (名称及び位置)		第1条 (略) (名称及び位置)	
第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 児童遊園		(2) 児童遊園	
名称	位置	名称	位置
迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18	迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18
迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地	迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地
迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5	迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5
迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3	迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3
迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地	迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地	迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地
迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5	迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地	迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5
迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2	迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字 _新 荷75番地	迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2	東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字 _新 荷75番地
		豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2

米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

第3条 (略)

園	
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

第3条 (略)

登米市登米地場産業振興の館条例 新旧対照表

改正案	現 行																			
<p><u>登米市とよま玄昌石の館条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 本市の特産品であったとよま玄昌石の歴史を後世に伝えるため、<u>とよま玄昌石の館（以下「玄昌石の館」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>玄昌石の館</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">とよま玄昌石の館</td> <td style="text-align: center;">登米市登米町寺池中町1番地地内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 <u>玄昌石の館は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>とよま玄昌石等の展示及び紹介</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業</u></p>	名称	位置	とよま玄昌石の館	登米市登米町寺池中町1番地地内	<p><u>登米市登米地場産業振興の館条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 農林業及び商工業の振興並びに観光開発を図るため、<u>地場産品の展示及び販売等を目的として、登米市登米地場産業振興の館（以下「物産館等」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>物産館等</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>登米物産館</u></td> <td style="text-align: center;">仙台市青葉区堤町1丁目5番26号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">とよま玄昌石の館</td> <td style="text-align: center;">登米市登米町寺池中町1番地地内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 <u>物産館等は、各施設において次の事業を行う。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">共通事業</th> <th style="text-align: center;">所掌事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>登米物産館</u></td> <td style="text-align: center;"><u>物産の紹介及び観光の案内並びに宣伝に関すること。</u></td> <td style="text-align: center;"> <u>1 地場産品の引合相談に関すること。</u> <u>2 観光の案内及び宣伝に関すること。</u> <u>3 商品の展示及び観光物産に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>とよま玄昌石の館</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>玄昌石等の展示による紹介に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>登米物産館</u>	仙台市青葉区堤町1丁目5番26号	とよま玄昌石の館	登米市登米町寺池中町1番地地内	名称	共通事業	所掌事業	<u>登米物産館</u>	<u>物産の紹介及び観光の案内並びに宣伝に関すること。</u>	<u>1 地場産品の引合相談に関すること。</u> <u>2 観光の案内及び宣伝に関すること。</u> <u>3 商品の展示及び観光物産に関すること。</u>	<u>とよま玄昌石の館</u>		<u>玄昌石等の展示による紹介に関すること。</u>
名称	位置																			
とよま玄昌石の館	登米市登米町寺池中町1番地地内																			
名称	位置																			
<u>登米物産館</u>	仙台市青葉区堤町1丁目5番26号																			
とよま玄昌石の館	登米市登米町寺池中町1番地地内																			
名称	共通事業	所掌事業																		
<u>登米物産館</u>	<u>物産の紹介及び観光の案内並びに宣伝に関すること。</u>	<u>1 地場産品の引合相談に関すること。</u> <u>2 観光の案内及び宣伝に関すること。</u> <u>3 商品の展示及び観光物産に関すること。</u>																		
<u>とよま玄昌石の館</u>		<u>玄昌石等の展示による紹介に関すること。</u>																		

(休館日及び開館時間)

第4条 玄昌石の館の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に定める場合は、休館日又は開館時間を変更することができる。

休館日	開館時間
12月28日から1月4日まで	午前9時から午後4時30分まで

(入館料)

第5条 玄昌石の館の入館料は、無料とする。

(使用の許可)

第6条 玄昌石の館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、玄昌石の館の施設の適正かつ健全な運営を確保するため、許可に必要な条件を付することができるものとする。

(使用の制限)

第7条 市長は、前条第1項の許可を受けて玄昌石の館を使用する者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したときは、その許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料の納付)

第8条 (略)

2 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第9条 (略)

2 物産館等において、前項の事業のほか地場産業振興のため、市長が必要と認めた事業を行うことができる。

(休館日及び開館時間)

第4条 物産館等の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に定める場合は、休館日又は開館日を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 物産館等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、物産館等の施設の適正かつ健全な運営を確保するため、許可に必要な条件を付することができるものとする。

(使用の制限)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けて物産館等を使用する者(以下「使用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則等に違反したときは、その許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料の納付)

第7条 (略)

2 使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 (略)

(使用料の不還付)

第10条 (略)

(損害賠償義務)

第11条 (略)

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 入場料を徴収しないこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(委任)

第13条 (略)

別表 (第8条関係)

使用の方法	使用料 (1時間あたり)	
	市内の者の利用	他市町村の者の利用
入場料を徴収しない場合	110円	左記使用料の50パーセント増

(使用料の不還付)

第9条 (略)

(損害賠償義務)

第10条 (略)

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(委任)

第12条 (略)

別表第1 (第4条関係)

名称	休館日		開館時間
登米物産館	毎週水曜日	12月28日から1月4日まで	午前10時から午後5時まで
とよま玄昌石の館	12月28日から1月4日まで		午前9時から午後4時30分まで

別表第2 (第7条関係)

公の施設の名称	区分	使用の方法	使用料 (1時間あたり)	他市町村利用者の使用

			(午前9時から午後10時まで)	料
登米物産館	館	入場料を徴収しない場合	110円	当該料金の50%増
	ピロテ イ	入場料を徴収しない場合	100円	当該料金の50%増
	前庭	入場料を徴収しない場合	90円	当該料金の50%増
とよま玄昌石の館		入場料を徴収しない場合	110円	当該料金の50%増

登米市道路占有料条例 新旧対照表

改正案				現 行			
第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)				第1条～第7条 (略) 別表 (第2条関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき	430	第1種電柱	1本につき	380	
	第2種電柱	1年	670	第2種電柱	1年	580	
	第3種電柱		900	第3種電柱		780	
	第1種電話柱		390	第1種電話柱		340	
	第2種電話柱		620	第2種電話柱		540	
	第3種電話柱		850	第3種電話柱		740	
	その他の柱類		39	その他の柱類		34	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	3	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	地下に設ける電線その他の線類	1年	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	380	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	330	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	230	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	200	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	590
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	780
法第32条第 1項第2号 に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	670
	その他のもの	占用面積1 平方メートルにつき1 年	680
法第32条第 1項第2号 に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81

						外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140
						外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		200
						外径が1メートル以上のもの		470				外径が1メートル以上のもの		410
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2				法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	680			
			その他のもの		8				法第32条第1項第5号に掲げる施設				階数が1のもの	時価に0.005を乗じて得た額
													階数が2のもの	時価に0.008を乗じて得た額
													階数が3以上のもの	時価に0.01を乗じて得た額
									上空に設ける通路					330
									地下に設ける通路					200
									その他のもの					680
									法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	7		
									その他のもの		占有面積1	67		

				た額			月		
		階数が3以上のもの		時価に0.007を乗じて得た額		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
							その他のもの		330
		上空に設ける通路		290					
		地下に設ける通路		180					
		その他のもの		780					
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		6		令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	680
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月		59		令第7条第3号に掲げる施設		時価に0.033を乗じて得た額	
						令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	67
						令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			68
道路法施行令(昭和27年政令第47号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.023を乗じて得た額
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590		上空に設けるもの			時価に0.023を乗じて得た額
	標識		1本につき1年	620		地下(トンネルの上の地下を除	階数が1のもの		時価に0.005を乗じて得た額

旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき 1日	6	く。)に設 けるもの	階数が2の もの	時価に0.008 を乗じて得 た額
	その他のもの	1本につき 1月	59		階数が3以 上のもの	時価に0.01 を乗じて得 た額
幕(令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1 平方メート ルにつき1 日	6	その他のもの		時価に0.033 を乗じて得 た額
	その他のもの	その面積1 平方メート ルにつき1 月	59		建築物	時価に0.023 を乗じて得 た額
アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1月	590	令第7条第 9号に掲げ る施設	その他のもの	時価に0.016 を乗じて得 た額
	その他のもの		290		建築物	時価に0.023 を乗じて得 た額
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1 平方メート ルにつき1 年	780	令第7条第1 0号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	その他のもの	時価に0.016 を乗じて得 た額
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1 平方メート	時価に0.031 を乗じて得	令第7条第1 1号に掲げる 応急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	時価に0.023 を乗じて得 た額
					上空に設けるもの	時価に0.023 を乗じて得

		ルにつき1年	た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		時価に0.004を乗じて得た額
	階数が1のもの		時価に0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの		時価に0.007を乗じて得た額
	階数が3以上のもの		時価に0.007を乗じて得た額

		た額
	その他のもの	時価に0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		時価に0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	時価に0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの	時価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの	時価に0.033を乗じて得た額
備考 1～8 (略)		

	<u>その他のもの</u>		<u>時価に0.025</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
<u>令第7条第</u> <u>9号に掲げ</u> <u>る施設</u>	<u>建築物</u>	<u>占有面積1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき1</u>	<u>時価に0.022</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>年</u>	<u>時価に0.015</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
<u>令第7条第1</u> <u>0号に掲げる</u> <u>施設及び自</u> <u>動車駐車場</u>	<u>建築物</u>	<u>占有面積1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき1</u>	<u>時価に0.022</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>年</u>	<u>時価に0.015</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
<u>令第7条第1</u> <u>1号に掲げる</u> <u>応急仮設建</u> <u>築物</u>	<u>トンネルの上又は高架の道</u> <u>路の路面下に設けるもの</u>	<u>占有面積1</u> <u>平方メート</u> <u>ルにつき1</u>	<u>時価に0.022</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
	<u>上空に設けるもの</u>	<u>年</u>	<u>時価に0.022</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>時価に0.031</u> <u>を乗じて得</u> <u>た額</u>
<u>令第7条第12号に掲げる器具</u>		<u>占有面積1</u> <u>平方メート</u>	<u>時価に0.025</u> <u>を乗じて得</u>

		ルにつき1 年	た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		時価に0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	時価に0.031を乗じて得た額
備考 1～8 (略)			

登米市下水道条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第17条 (略) (使用料) 第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から <u>1使用月</u> に次の表に定める基本使用料と従量使用料の合計額を使用料として徴収する。			第1条～第17条 (略) (使用料) 第18条 市は、公共下水道の使用について、使用者から <u>一使用月</u> に次の表に定める基本使用料と超過使用料を _____ 徴収する。		
区分	排出汚水量	金額	区分	排出汚水量	金額
基本使用料		1,573円	基本使用料	10立方メートルまで	1,571円
従量使用料	1立方メートルを超え10立方メートルまで	1立方メートルにつき50円	超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき157円
	10立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき217円		20立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき168円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき228円		50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき173円
	100立方メートルを超え400立方メートルまで	1立方メートルにつき232円		200立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき178円
	400立方メートルを超え	1立方メートルにつき			
	るもの	き244円			
第19条 (略) (月の中途における使用開始 _____ の場合の使用料) 第20条 月の途中において排水処理施設の使用を開始した _____ ときの使用料の算定は、基本使用料の額とする。			第19条 (略) (月の中途における使用開始、中止等の場合の使用料) 第20条 月の途中において排水処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した排水設備の使用を再開したときの使用料の算定は、基本使用料の額とする。		

第21条～第34条 (略)

第21条～第34条 (略)

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

改正案					現行				
第1条～第22条 (略) (料金)					第1条～第22条 (略) (料金)				
第23条 (略)					第23条 (略)				
2 メーター口径100ミリメートルを超えるものの料金については、管理者が別に定める。					2 メーター口径100ミリメートル以上_____の料金については、管理者が別に定める。				
第24条～第46条 (略)					第24条～第46条 (略)				
別表第1 (第23条関係)					別表第1 (第23条関係)				
メーター口径 (直径)	基本料金 (円/月)	従量料金			口径及びブロツク別	基本料金 (円/月)	従量料金		
		水量区分		水量単価 (円/m ³)			水量区分 (m ³)		水量単価 (円/m ³)
13ミリメートル	1,540円	A	1立方メートルを超え10立方メートルまで	168円	小口径	1,320	A	1～10	147
		B	10立方メートルを超え50立方メートルまで	277円			B	11～50	257
		C	50立方メートルを超えるもの	287円			C	51以上	267
25ミリメートル	27,830円	A	1立方メートルを超え100立方メートルまで	181円	中口径	24,200	A	1～100	162
30ミリメートル	37,950円	B	100立方メートルを超え400立方メートルまで	198円			B	101～400	178
		C	400立方メートルを超える	218円			C	401以上	199
40ミリメートル	44,330円	A	1立方メートルを超え100立方メートルまで	181円	大口径	110,000	A	1～500	162
		B	100立方メートルを超え400立方メートルまで	198円			B	501～2,000	189
		C	400立方メートルを超える	218円				176,000	C

<u>トル</u>			<u>もの</u>	
<u>50ミリメートル</u>	126,500円	A	<u>1立方メートルを超え500立方メートルまで</u>	<u>181円</u>
<u>75ミリメートル</u>	202,400円	B	<u>500立方メートルを超え2,000立方メートルまで</u>	<u>209円</u>
		C	<u>2,000立方メートルを超えるもの</u>	<u>229円</u>
<u>100ミリメートル</u>	1,518,000円	A	<u>1立方メートルを超え10,000立方メートルまで</u>	<u>基本料金に含む。</u>
		B	<u>10,000立方メートルを超え15,000立方メートルまで</u>	<u>119円</u>
		C	<u>15,000立方メートルを超え25,000立方メートルまで</u>	<u>129円</u>
		D	<u>25,000立方メートルを超えるもの</u>	<u>139円</u>

備考

1・2 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第30条関係)

<u>給水管の口径(直径)</u>	<u>金額</u>
<u>13ミリメートル</u>	66,000円
<u>20ミリメートル</u>	66,000円
<u>25ミリメートル</u>	110,000円

備考

1・2 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (第30条関係)

<u>給水管の口径</u>	<u>金額</u>
<u>13mm</u>	66,000円
<u>20mm</u>	66,000円
<u>25mm</u>	110,000円

30ミリメートル	176,000円	30mm	176,000円
40ミリメートル	319,000円	40mm	319,000円
50ミリメートル	517,000円	50mm	517,000円
75ミリメートル	1,232,000円	75mm	1,232,000円
100ミリメートル	1,848,000円	100mm以上	管理者が別に定める額
100ミリメートルを超えるもの	管理者が別に定める額		
備考 (略)		備考 (略)	

議案第34号関係

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案					現 行				
第1条 (略) (病院事業等の設置)					第1条 (略) (病院事業等の設置)				
第2条 (略)					第2条 (略)				
2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。					2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。				
名称	位置	診療科目	病床数		名称	位置	診療科目	病床数	
登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25番地	内科 消化器内科 外科 血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 人工透析内科	一般病床	198床	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25番地	内科 外科 血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 人工透析内科	一般病床	198床
登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200番地	内科 整形外科 小児科 耳鼻咽喉科	一般病床	40床	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200番地	内科 整形外科 小児科 耳鼻咽喉科	一般病床	40床
			療養病床	50床				療養病床	50床
(略)					(略)				

--	--	--	--	--

3 (略)

第3条～第10条 (略)

--	--	--	--	--

3 (略)

第3条～第10条 (略)

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）による宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）が<u>中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すること</u>を目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>中小企業者等</u> 信用保証協会法第20条第4項に規定する<u>中小企業者等</u>をいう。</p> <p>(2) <u>求償権</u> 協会が、信用保証協会法第20条第1項第1号に掲げる<u>債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権</u>をいう。</p> <p>(3) <u>求償権の放棄等</u> <u>求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）</u>をいう。</p> <p>(4) <u>損失補償契約</u> <u>市と協会との間の契約であって、協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）による宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）が<u>中小企業者に対する</u> <u>求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって東日本大震災により被害を受けた中小企業者の事業の再生を支援することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>中小企業者</u> 信用保証協会法第20条第4項に規定する<u>中小企業者</u>をいう。</p> <p>(2) <u>損失補償契約</u> <u>市と協会との間の契約であって、協会が信用保証協会法第20条第1項第1号に掲げる債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。</u></p> <p>(3) <u>求償権</u> 協会が<u>保証債務を履行することにより取得する中小企業者に対する債権</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p>

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 市長は、協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条第1号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第140条第2号に掲げる業務により行われる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (4) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業再生計画又は同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等に係る弁済計画

(5) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 市長は、協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄又は譲渡（当該求償権の金額に満たない額による譲渡に限る。以下同じ。）であって次に掲げるものをしようとする場合において、それにより中小企業者の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 東日本大震災により被害を受けたことにより債務を弁済することができなくなった個人である債務者の生活又は事業の再建を支援するための指針として市長が認めるものに基づき策定された再建に関する計画による求償権の放棄
- (2) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合のうち宮城産業復興機構投資事業有限責任組合に対する求償権の譲渡
- (3) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）に規定する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する求償権の譲渡

(6) 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画

(7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

(8) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は同法第20条において準用する民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条に規定する決定に基づき策定された事業の再生に関する計画

(9) 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等の事業の再生の促進等に資する計画として市長が認めるもの

（議会への報告）

第4条 市長は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の</u></p>	<p>第1条～第8条 (略)</p>

所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条・第10条（略）

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第12条・第13条（略）

第14条 削除

（衛生管理等）

第15条（略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食

第9条・第10条（略）

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第12条・第13条（略）

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第15条（略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食

中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

第16条～第51条 (略)

中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3～5 (略)

第16条～第51条 (略)

議案第37号関係

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第25条 (略)</p> <p><u>第26条 削除</u></p> <p>第27条～第54条 (略)</p>	<p>第1条～第25条 (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第27条～第54条 (略)</p>

登米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しな</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p>

ればならない。

第7条～第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第14条～第22条 (略)

第7条～第12条 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

_____よう努めなければならない。

3 (略)

第14条～第22条 (略)

